

報告第4号 専決処分の報告について
(損害賠償額の決定：都市整備課)

損害賠償額の決定について

物損事故に関し、市の義務に属する損害賠償額を次のとおり決定する。

損害賠償額	7,920円
相手方	横須町在住の女性
事故発生日	令和4年12月10日
事故発生場所	小松島市横須町5番26号地先
事故の概要	

市道横須2号線を走行していた相手方車両が、道路上の陥没箇所を通過した際、タイヤを損傷したものの。

令和5年1月30日 専決第3号

小松島市長 中山 俊雄